

目 次

令和 6 年 9 月 2 0 日（金曜日）第 3 号

○招集年月日 -----	1 頁
○招集の場所 -----	1 頁
○開 議 日 時 -----	1 頁
○応 招 議 員 -----	1 頁
○不応招議員 -----	1 頁
○出 席 議 員 -----	1 頁
○欠 席 議 員 -----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○議 事 日 程 -----	2 頁
○開 議 宣 告 -----	3 頁
○諸般の報告 -----	3 頁
(認定第 1 号から認定第 8 号まで一括議題) -----	3 頁
○認定第 1 号 令和 5 年度長万部町一般会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 2 号 令和 5 年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 3 号 令和 5 年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 4 号 令和 5 年度長万部町介護保険特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 5 号 令和 5 年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 6 号 令和 5 年度長万部町ガス事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 7 号 令和 5 年度長万部町水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○認定第 8 号 令和 5 年度長万部町病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○発議第 1 号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書 -----	4 頁

○発議第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 -----	5 頁
○議員の派遣承認について -----	6 頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について -----	6 頁
○閉 会 宣 告 -----	7 頁

令和6年第3回長万部町議会定例会（第3日目）

◎招集年月日 令和 6 年 9 月 2 0 日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 6 年 9 月 2 0 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分

◎応 招 議 員（9 名）

1 番	辻	義雄	6 番	高 森 功 治
2 番	橋 本 收 司		7 番	長 崎 厚
3 番	辻 紀 樹		8 番	高 橋 克 英
4 番	大 谷 敏 弥		9 番	村 川 毅
5 番	北 川 佳 嗣		10 番	柏 倉 恵里子

◎不応招議員（1 名）

1 番 辻 義雄

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	出 納 室 長	工 藤 貴 司
副 町 長	佐 藤 英 代	消 防 長	沼 田 明 宏
総 務 課 長	佐 藤 久	病 院 事 務 長	本 前 武 広
まちづくり推進課長	小山内 敏 洋	病院事業推進室長	加 藤 典 明
新 幹 線 推 進 課 長	岸 上 尚 生	教 育 長	近 藤 英 隆
税 務 課 長	田 中 浩	学 校 教 育 課 長	神 野 隆 之
町 民 課 長	田 野 憲 哉	社 会 教 育 課 長	米 代 剛
保 健 福 祉 課 長	岡 部 忠	選挙管理委員会書記長	佐 藤 久
産 業 振 興 課 長	小 川 洋	監 査 事 務 局 長	増 田 理 恵
建 設 課 長	上 野 訓	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 洋
水 道 ガ ス 課 長	中 里 博 也		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増 田 理 恵
事 務 局 主 幹	佐々木 学
議 事 係	川 村 界 斗

◎議事日程

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和5年度長万部町一般会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和5年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和5年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和5年度長万部町介護保険特別会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和5年度長万部町ガス事業会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和5年度長万部町水道事業会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和5年度長万部町病院事業会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第9 | 発議第1号 | えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書 |
| 日程第10 | 発議第2号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第11 | | 議員の派遣承認について |
| 日程第12 | | 所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について |
-

◎開議宣告

１０時００分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、欠席届が辻義雄議員よりありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

本日議題となります決算認定に係る決算審査報告書、発議案２件、議員の派遣承認についての議案、並びに各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査の申し出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第１号 令和５年度長万部町一般会計決算認定についてから

認定第８号 令和５年度長万部町病院事業会計決算認定についてまで

○議長（柏倉恵里子） 日程第１、認定第１号令和５年度長万部町一般会計決算認定についてから、日程第８、認定第８号令和５年度長万部町病院事業会計決算認定についてまでの８件を、会議規則第３７条の規定により一括して議題といたします。

本件については、去る９月１０日開催の定例会において一括上程され、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査しております。

本委員会は議長及び議会選出の監査委員を除く８名の委員で構成されており、委員長報告については会議規則第４１条第３項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより、一括上程いたしました決算認定８件を採決いたします。採決は認定第１号から認定第８号までの８件を一括して採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認め、一括採決といたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。認定第１号から認定第８号までに対する委員長報告は、いずれも認定すべきとなっております。認定第１号から認定第８号までについて、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第8号までは、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、発議第1号えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の件を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

高森議員。

〔議員（6番 高森功治）登壇〕

○議員（6番 高森功治） 発議第1号えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜するわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態になっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれを不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔議員（6番 高森功治）自席へ〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第２号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（柏倉恵里子） 日程第１０、発議第２号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

橋本議員。

〔議員（２番 橋本収司）登壇〕

○議員（２番 橋本収司） 発議第２号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について提案説明をさせていただきます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

１、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

２、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和６年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

３、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

４、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による

道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては凍結・融解の繰り返しによる舗装の損傷がいちじるしいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活性を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔議員（2番 橋本収司）自席へ〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣承認について

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議員の派遣承認についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については会議規則第127条の規定により、お手元に配付したとおり承認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議員の派遣を承認することに決定いたしました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長および議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中

の活動を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（柏倉恵里子） これにて令和6年第3回長万部町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

10時15分 閉会
